

## 無償化の対象となるために、まずは **認定申請書の提出**が必要です。

認可外保育施設等※の利用料は、下表の上限額までが無償化の対象となります。  
ただし、一部の費用は無償化の対象外となります。また、幼稚園や認可保育所、認定こども園等を利用する方については、認可外保育施設等の無償化の対象とはなりません。

〔※ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を指します。ただし、無償化の対象となる要件を満たした施設に限られます。〕

### ●無償化の上限額

認可外保育施設等を複数利用する場合は、その利用額の総額に対して、下記の上限額が適用されます。

年齢	上限額（月額）
3～5歳児	37,000円
0～2歳児 (住民税非課税世帯のみ)	42,000円

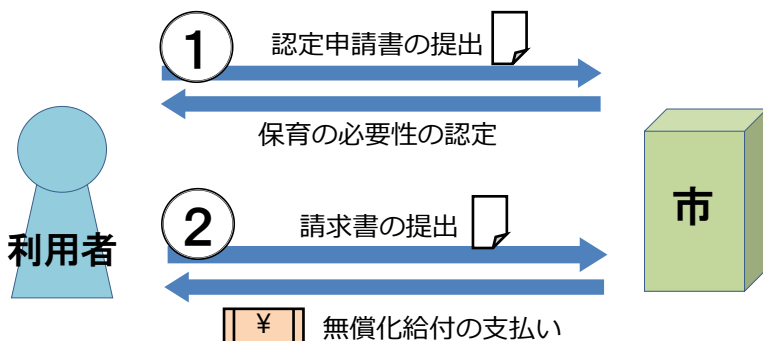
### ●無償化の対象とならない経費

- ・入園料
  - ・日用品の購入費用
  - ・行事への参加に要する費用
  - ・食事の提供に要する費用
  - ・通園送迎に要する費用
  - ・キャンセル料
- など

## 1. 無償化のしくみ

- ① まず、市から「保育の必要性の認定」を受けます。
- ② 認定を受けた利用者は、負担した利用料について、市に無償化の給付を請求します。  
(施設が取りまとめて請求する場合もあります。)

(イメージ図)



## 2. 必要な手続き

上記①②における手続きについて、具体的にご説明します。

### ① 認定申請書の提出

下記の書類を子育て支援課までご提出ください。「保育の必要性の認定」を受けた日以降の利用分（※）が無償化の対象となります。

※ただし、制度開始の令和元年10月1日以降

#### (提出書類)

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(様式◆4)
- 保育の必要性を確認するための書類 ※1
- 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

(※1の詳細は、別紙「保育の必要性の認定について」をご覧ください。)

### ② 請求書の提出

請求書の提出方法やお支払い時期の詳細については、今後、各務原市のホームページ等で公開する予定です。

#### (提出書類)

- 施設等利用費請求書(様式◆14)
- 口座登録依頼書(様式◆11)
- 領収証(様式◆15)※2
- 特定子ども・子育て支援提供証明書(様式◆16)※2

(※2の書類は、ご利用の施設でお受け取りください。)